

事務連絡  
令和4年9月14日

各国公立大学法人担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

内閣官房教育未来創造会議担当室

教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の  
在り方について（第一次提言）」工程表について（周知）

令和4年9月2日、教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の  
在り方について（第一次提言）」について、工程表を取りまとめましたので、送付いた  
します。

教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月10日）においては、人材育成を取り  
巻く課題、基本理念、在りたい社会像、目指したい人材育成の在り方を掲げた上で、

- ・未来を支える人材を育む大学等の機能強化
- ・新たな時代に対応する学びの支援の充実
- ・学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

について、今後取り組むべき具体的方策を提示しておりました。

本工程表においては、これらの具体的方策について、当面の取組、中期的な取組、  
長期的な取組に分けて、第一次提言の今後10年間の政策実施プロセスを明らかにし  
ております。今後、本工程表に基づく政策の着実な実行に向け、引き続き御理解・御

協力をお願いします。

については、国公立大学法人担当課、大学を設置する地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄学校法人担当課、大学を設置する各学校設置会社担当課及び独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれては、その設置する学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課におかれては、その設立する公立大学法人及び当該法人が設置する公立大学に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。「専門学校等」という。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人等及び学校（専門学校等を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

<教育未来創造会議の第一次提言工程表について>

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html>



<教育未来創造会議について>

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/index.html>



(本件連絡先)

内閣官房教育未来創造会議担当室

TEL : 03-6734-4312 (直通)

E-mail : kmsouzou@mext.go.jp